

亀山市告示第74号

亀山市一人親家庭児童高等学校等通学費援護金支給に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市一人親家庭児童高等学校等通学費援護金支給に関する
要綱の一部を改正する告示

亀山市一人親家庭児童高等学校等通学費援護金支給に関する要綱（平成17年亀山市告示第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中、「支給対象者は」の次に「、第4条に規定する援護金の申請を行う日において児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者で」を加える。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第4条関係)

一人親家庭児童高等学校等通学費援護金支給申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 〒519 -
住 所 亀山市
氏 名 _____ 印
電話番号 _____
児童 氏 名 _____
生年月日 _____ 年 月 日

亀山市一人親家庭児童高等学校等通学費援護金の支給を申請します。

順路	通学方法	交通機関名	利用区間	箇月定期の額
1	電車・バス		~	
2	電車・バス		~	
3	電車・バス		~	
交通機関の利用開始年月日		年 月 日		
学校名・学年	高等学校 年			
振込金融機関名	銀行 金庫 組合			支店 出張所
口座名義(カナ)		口座番号	普通・当座	
同居家族	氏 名		続柄	
児童扶養手当の受給				有 ・ 無

定期券及び学生証の写しを添付すること。

裏面の同意書を記入すること。

(裏面)

同意書

私は、一人親家庭児童高等学校等通学費援護金の支給の可否決定に当たり、市職員が児童扶養手当証書の有無を確認すること及び世帯全員の住民基本台帳を閲覧することについて同意します。

亀山市長様

年 月 日

住所

氏名

印

附 則

この告示は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。